

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
4	個人住民税に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

本市は、個人住民税に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

### 特記事項

地方税に関する賦課事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、合わせて秘密保持に関する契約に含めることで万全を期している。

## 評価実施機関名

福井県越前市長

## 公表日

令和5年8月10日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	個人住民税に関する事務
②事務の概要	<p>越前市は、地方税法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の市民税、県民税に関する事務で取り扱う。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>①基本簿の作成(賦課期日時点での個人世帯状況の整理)</li><li>②申告等情報の受理</li><li>③賦課決定・賦課更正及び税額通知の発送</li><li>④住民基本台帳に記録されていない者の課税に伴う他自治体への通知(地方税法第294条第3項通知)</li><li>⑤他地方公共団体との税務調査・回答</li><li>⑥給与支払者等からの各種申請・届出書の受理</li><li>⑦個人住民税の減免申請書の受理及び承認・却下の決定通知</li><li>⑧他地方公共団体への資料回送</li><li>⑨税務署への扶養是正等非違事項連絡</li><li>⑩所得・課税証明書の発行</li></ul>
③システムの名称	1. 住民税システム 2. 課税支援システム 3. 審査システム(eLTAX) 4. 国税連携システム(eLTAX) 5. 宛名システム 6. 番号連携サーバ 7. 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
個人住民税特定個人情報ファイル、宛名特定個人情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 16の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	(情報提供) 番号法第19条第7号 別表第二 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項 (情報照会) 番号法第19条第7号 別表第二 27の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	越前市総務部税務課
②所属長の役職名	税務課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	越前市総務部人事・法制課 福井県越前市府中一丁目13-7 0778-22-3013
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	越前市総務部税務課 福井県越前市府中一丁目13-7 0778-22-3014

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1万人以上10万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年6月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年6月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

<b>1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類</b>		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
<b>2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)</b>		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>3. 特定個人情報の使用</b>		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託</b> [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</b> [ O ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>6. 情報提供ネットワークシステムとの接続</b> [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>7. 特定個人情報の保管・消去</b>		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>8. 監査</b>		
実施の有無	[ O ] 自己点検 [ O ] 内部監査 [ ] 外部監査	
<b>9. 従業者に対する教育・啓発</b>		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年9月14日	II 1. 対象人数、3. 取扱者数	平成27年9月1日時点	平成28年9月1日時点	事後	時点日の変更であり、重要な変更には該当しない。
平成29年4月1日	I 5 ②所属長	税務収納課長 田中康和	税務収納課長 平野賢治	事後	人事異動に伴う変更であり、重要な変更には該当しない。
平成29年9月1日	II 1. 対象人数、3. 取扱者数	平成28年9月1日時点	平成29年9月1日時点	事後	時点日の変更であり、重要な変更には該当しない。
平成30年4月1日	I 5 ②所属長	税務収納課長 平野賢治	税務収納課長 吉田ユカ	事後	人事異動に伴う変更であり、重要な変更には該当しない。
平成30年5月14日	I 5 ②所属長	税務収納課長 吉田ユカ	税務課長 吉田ユカ	事後	人事異動に伴う変更であり、重要な変更には該当しない。
平成30年5月14日	I 5 ①部署	税務収納課	税務課	事後	機構改革に伴う部署名の変更であり、重要な変更には該当しない。
平成30年5月21日	I 5 ②所属長の役職名	税務課長 吉田ユカ	税務課長	事後	様式の改正による変更であり、重要な変更には該当しない。
平成30年7月2日	II 1. 対象人数、2. 取扱者数	平成29年9月1日時点	平成30年7月2日時点	事後	時点日の変更であり、重要な変更には該当しない。
令和1年6月10日	IV リスク対策	未記載	記載済	事後	新設事項について新たに記載した。
令和1年6月10日	II 1. 対象人数、2. 取扱者数	平成30年7月2日時点	令和1年5月1日時点	事後	時点日の変更であり、重要な変更には該当しない。
令和2年6月9日	II 1. 対象人数、2. 取扱者数	令和1年5月1日時点	令和2年6月1日時点	事後	時点日の変更であり、重要な変更には該当しない。
令和4年8月18日	II 1. 対象人数、2. 取扱者数	令和2年6月1日時点	令和4年6月1日時点	事後	時点日の変更であり、重要な変更には該当しない。
令和5年8月10日	I 5 ①部署、8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	越前市企画部税務課	越前市総務部税務課	事後	機構改革に伴う部署名の変更であり、重要な変更には該当しない。
令和5年8月10日	I 7 請求先	越前市総務部秘書広報課 0778-22-3428	越前市総務部人事・法制課 0778-22-3013	事後	機構改革に伴う担当課の変更であり、重要な変更には該当しない。
令和5年8月10日	II 1. 対象人数、2. 取扱者数	令和4年6月1日時点	令和5年6月1日時点	事後	時点日の変更であり、重要な変更には該当しない。